



正確な要介護認定を受けるために 介護保険Q&A

Q 介護保険のサービスは誰でも利用できるのですか？

A 66歳で、介護保険の被保険者証を持っていません。訪問介護などのサービスを受けたいのですがどうすればよいのですか？

Q 市役所健康課に申請して、要介護認定を受けましょう。

A 「要介護認定」を申請し、申請後は認定調査や審査を経て、「要介護」「要支援」「非該当」といった認定結果に応じたサービスを受けることとなります。山内支所、北方支所でも申請を受け付けています。

Q 主治医の意見書は誰に、どのように依頼するとよいのでしょうか？

A 普段は受診しないような大きな病院の医師の方がよいのですか。

Q かかりつけのお医者さんに頼みましょう

A 普段から受診していて、自分の

心身の状況に詳しいかかりつけのお医者さんが適しています。主治医がいない場合は、健康課へご相談ください。早めに相談、受診して健康状態や生活状況を正確に伝えましょう。

Q 認定調査ではどのように答えた方がよいですか？

A 認定調査のときには、心身の状況を普段より体調が良いように答えた方がよいのですか？あえて悪い状態を強調すべきですか？

Q 心身の現状を過不足なく正確に伝えることが重要です

A とても調子の良いときや、悪いときのことを強調するのではなく、「普段はできるが、〇〇のときはできない」など、訪問調査員の質問に対して、普段の健康状態を中心に話してください。なるべく現状を過不足なく正確に伝えるよう心がけてください。

Q 認定結果に納得がいかないときはどうすればよいのですか？

A 認定結果が出ました。ただ、自分の要介護状態区分が妥当なのかどうか、よくわかりません。これで満足できるサービスが受けられるのか不安です。

Q 自分の介護の度合いを納得いくまで確認しましょう

A 要介護や要支援の区分に応じて、介護保険で受けられるサービスの種類や支給限度額が違います。認定結果にそってサービスを受けてから再検討することも大切ですが、結果が出た時点で不服や疑問がある場合は、まず市役所健康課に相談してみましょう。



10月(5期)の介護保険料納付期限

納付書払いの納期限 11月1日(月)
口座振替の口座引落日 10月29日(金)

お忘れのないようお願いします。口座振替の人は残高不足にならないようご注意ください。

問 杵藤地区広域市町村圏組合

介護保険事務所

☎0954-69-8222

(市外局番からダイヤルしてください)

くらし部 健康課

☎23-9135

○介護保険事務所のホームページ

<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>



担当:河北